

○結婚新生活支援補助金申請に必要な書類（新規申請者用・支払いあり）

対 象	必要書類	注意事項
全 員	☐ 結婚新生活支援補助金交付 申請書兼実績報告書 (様式第1号)	
	☐ 結婚新生活支援補助金交付 請求書(様式第7号)	・請求者の名義の口座を記入してください
	☐ 婚姻届受理証明書又は婚姻後 の戸籍全部事項証明書	・申請書「5 同意及び確認(7)」に○がある場合は提出不要 ですが、婚姻届けを郡上市に提出しておらず、かつ婚姻後の 本籍地が郡上市でない場合は提出が必要となります。
	☐ 夫婦の所得証明書または 非課税証明書 ※ご夫婦の所得額が 500万円未満であることが 条件です。	・申請書「5 同意及び確認(7)」に○がある場合は提出不要 ですが、転入者等、郡上市で所得が確認できない場合は提出 が必要です。前住所地で取得してください。
	☐ 結婚新生活支援事業に関する アンケート	
住居購入	☐ 物件の売買契約書又は工事請 負契約書の写し	・婚姻前の契約の場合、婚姻日から遡って1年以内に契約した 住居が対象です。
	☐ 領収書の写し	・令和5年4月～令和6年3月に支払われた費用が対象です。
住居新築 リフォーム	☐ 物件の工事請負契約書又は請 書等の写し	・婚姻前の契約の場合、婚姻日から遡って1年以内に契約した 住居が対象です。
	☐ 領収書の写し	・令和5年4月～令和6年3月に支払われた費用が対象です。
住居 賃貸借	☐ 物件の賃貸借契約書の写し	・申請する対象経費(敷金、礼金、仲介手数料等、賃料、共益 費)についての記載があるものがが必要です。
	☐ 領収書の写し	・令和5年4月～令和6年3月に支払われた費用が対象です。 ・初期費用をまとめて支払われた場合は、別途支払いの内訳が 分かる資料(請求書・見積書等)が必要となります。
	☐ 住宅手当等支給証明書 (様式第3号)	・住宅手当を受給していない場合、受給していない旨の証明が 必要です。(対象経費申請月の給与明細書の写しでも可) ・夫婦共働きの場合は、それぞれ証明が必要となります。 ・自営業等で給与明細がない場合は、その旨お申し出くださ い。
引越し	☐ 引越しに係る領収書等の写し	・令和5年4月～令和6年3月に支払われた費用が対象です。
その他 (必要に応じ)	☐ 貸与型奨学金の返還額がわか る書類	・所得課税証明書の期間と同一期間に返還したものが対象で す。